

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川・南千住地区密集住宅市街地整備促進事業等推進活動業務委託	No.5200304
工（納）期	令和 8 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日	
契約金額	1 7, 5 4 5, 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 (法人番号：1020005005090)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	荒川・南千住地区密集住宅市街地整備促進事業等推進活動業務委託
指名業者 (案)	名 称 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 所在地 東京都新宿区西新宿 6－5－1 新宿アイランドタワー 13F 代表者 本部長 西野 健介
特命理由	本件は、防災性の向上と住環境の改善を図るため、荒川・南千住地区のまちづくり活動推進業務、建替え・老朽除却推進支援、防災まちづくり検討業務等を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、区とまちづくりに関する協定を締結しており、同地区における区との協力体制を構築している。 ② 地権者の財産等に関わる業務であり、円滑な交渉に当たっては継続的な対応が必要不可欠である。上記業者は、本件業務を平成25年度から荒川二・四・七丁目地区を対象として受託し、令和3年度からは荒川一・三丁目、南千住一・五丁目を対象地区に加え、荒川・南千住地区として業務を実施している。多くの沿道権利者と信頼関係を築いていることから、円滑な事業推進が期待できる。 ③ 令和6年度の履行状況は優良であり、令和7年度の委託業務に関する企画提案書の評価においても、「適」であるとの判定結果を得ているため、確実な業務の履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)